

[事案 17-24] 契約転換無効確認請求

- ・平成 17 年 12 月 21 日 裁定受理
- ・平成 18 年 3 月 9 日 裁定申立取下げ

< 事案の概要 >

転換取消しの裁定申立てであったが、保険会社から申立人の意向どおり対応する旨通知があり、申立人より「裁定申立て取下げ」の届出がされ、終了したもの。

< 申立人の主張 >

被保険者である妻が営業職員に勧められ、20 年以上継続してきた養老保険(契約者=夫であるご自身、被保険者=妻)の一部を転換して医療保険にする契約申込書に記入捺印し、翌日早速診査を受けた。翌々日、再度、転換前と転換後の保障内容を詳しく検討したところ、転換後は死亡保障も満期の保険金も転換前の 1/3 になってしまい、転換前の方が有利であると判明。そこで、クーリングオフしようとしたところ、妻が診査を受けているので出来ないといわれた。

「診査を受けるとクーリングオフできない」ことについては、書面(「重要事項に関するお知らせ」)を渡しており、営業職員の募集上の過失はないと会社側は言うけれど、重要なことを口頭で説明しないのはおかしい。また、転換後の医療保険の方が有利というがどのように有利なのか、契約内容の説明が不十分で、転換後契約の有利性について納得いく説明が出来ない。一部転換を取り消して、元の養老保険に戻してほしい。

< 裁定の概要 >

裁定申立書を保険会社に送付したところ、保険会社より申立人の意向に沿って、一部転換を取り消し元の契約に戻すとの連絡があったため、申立人より「裁定申立てを取下げ」旨の書面が提出され、終了した。